

ID: 1913

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	社会福祉連携推進認定の取消し		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第145条第1項及び第2項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (社会福祉連携推進認定の取消し) 第145条 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消さなければならない。 (1) 第128条第1号又は第3号に該当するに至ったとき。 (2) 偽りその他不正の手段により社会福祉連携推進認定を受けたとき。 2 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消すことができる。 (1) 第127条各号(第5号を除く。)に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。 (2) 社会福祉連携推進法人から社会福祉連携推進認定の取消しの申請があつたとき。 (3) この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。 3 認定所轄庁は、前2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 4 第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された社会福祉連携推進法人は、その名称中の社会福祉連携推進法人という文字を一般社団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。 5 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第29条第6項及び第7項の規定は、認定所轄庁が第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消した場合について準用する。この場合において、同条第6項中「行政庁は、第1項又は第2項の規定による公益認定」とあるのは、「社会福祉法第139条第1項に規定する認定所轄庁は、同法第126条第1項に規定する社会福祉連携推進認定」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日